

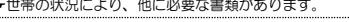
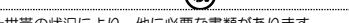
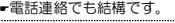
チェックシート 【⑦右京区内で住所を移動されるとき】（1／2）
 区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示せているわけではありません。
 他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いします。

1F						
チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	転居届 転居した日から14日以内	本人 又は世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） マイナンバーカード 住民基本台帳カード 特別永住者証明書、在留カード又は外国人登録証明書 （代理人の場合は）委任状 	2 3	市民窓口課	オレンジ
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）		区役所で発行する転入学通知書と転校前の学校で発行された「在学証明書」と共に指定小・中学校へ持参して下さい。			
	印鑑登録	-	手続きは必要ありません。		-	
	国民健康保険 (国民健康保険にご加入の方) 転居した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） （代理人の場合は）委任状 	10	保険年金課	ピンク
	後期高齢者医療	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） （代理人の場合は）委任状 			
	重度障害老人健康管理費	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 （代理人の場合は）印鑑・委任状 <p>■身体障害者手帳、療育手帳 が必要な場合があります。</p>	12		
	国民年金（受給者） 転居した日から14日以内	本人	「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所に確認して下さい。 ■届出書は区役所保険年金課（12番窓口）にあります。		京都西年金事務所	
	国民年金（加入者）	-	手続きは不要です。		-	
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証 福祉医療費 受給者証（老） 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） 	20		
	介護保険（65歳以上の方） 転居した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 各種減額証（お持ちの方のみ） マイナンバーカード 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） （代理人の場合は）委任状 	21	健康長寿推進課	緑
	肝炎治療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 住所確認できる書類（免許証等） 印鑑（内容訂正時等に必要） 		24	
	被爆者健康手帳	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康手帳 住民票 印鑑（内容訂正時に必要） （手当受給者は）手当証書が必要です。 			
	飲食店等（営業許可・届出） 理容所・美容所 クリニック・公衆浴場 等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL 746-7209		80	コ医療介護 介護
	飼い犬登録変更	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録事項変更届 			
	ごみに關すること		右記までお問合せください。	60		エコまち ステーション

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

京都西年金事務所 TEL 323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上る一筋目西入）
 ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165 ※ IP電話・PHSからは03-6700-1165

チェックシート 【⑦右京区内で住所を移動されるとき】 (2/2)

2F						
チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	身体障害者手帳	本人 又は代理人	・該当する手帳 ・マイナンバー通知カード及び本人確認書類 又は個人番号カード(対象者又は対象児分)	50	障害保健福祉課	緑
	療育手帳	本人				
	精神障害者保健福祉手帳	本人				
	特別児童扶養手当 転居した日から14日以内	父又は母 代理人	・手当証書			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 転居した日から14日以内	本人 又は代理人	・認定通知書			
	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	・健康保険被保険者証 ・福祉医療費受給者証 			
	自立支援医療費(精神通院) (更生医療)	本人 又は家族	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	・医療受給者証 ・住所確認できる書類(免許証等)			
	児童手当 転入後速やかに	受給者 又は代理人	・金融機関を変更される場合は、請求者名義の銀行等の通帳 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)			
	子ども医療 転入後速やかに	保護者 又は代理人	・子どもの健康保険被保険者証 ・子ども医療費受給者証 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	右記までお問合せください。 	51 52	子どもはぐくみ室	緑
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	受給者	・印鑑 ・受給者全員の健康保険被保険者証 ・福祉医療費受給者証  (受給者全員分) 			
	小児慢性特定疾患の医療費助成	保護者	・受給者証 ・健康保険被保険者証 (変更ある方:右記までお問合せください。)			
	自立支援医療費(育成医療)	保護者	・受給者証 ・健康保険被保険者証 (変更ある方:右記までお問合せください。)			
	乳幼児健康診査 〔4歳以下の 子どものいる方〕	保護者	右記までお問合せください。 届出がないと、乳幼児健康診査など個別のお知らせが届かない場合があります。 			
	*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 (同分室のみ郵送可) 〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階					53

防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に 関すること	右記までお問合せください。	地域力推進室
------------------------------------	---------------	--------